

戸田市向田町会会則

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は戸田市向田町会と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所を向田町会会館に置く。

(会 員)

第 3 条 本町会に居住する世帯を持って組織する。

(援助会員)

第 4 条 本町会内に作業場をもつ工場及び倉庫等を援助会員とする。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第 5 条 本会は会員の自主性を尊重し、その健全な発展と相互の連絡協調をはかり、会員の福祉増進に寄与し、もって住みよい地域をつくることを目的とする。
2. そのために特定の政党、宗教等の団体には属さない。

(事 業)

第 6 条 本会は前条第 1 項の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 市行政の周知徹底
2. 本会員の相互援助活動
3. その他町会の目的達成に必要な事業

第三章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	若干名	会 計	1 名
総 務	2 名	理 事	若干名	会計監査	2 名
防火防犯部長	1 名	防火防犯副部長	1 名		
衛生 部長	1 名	衛生 副部長	1 名		

(役員を選出)

第 8 条 理事の選任

1. 各班により選出された班長
2. 町会において原則として従来より町会の発展に寄与している者、およびそれに準ずる者若干名を選出する。

第 9 条 会長・副会長・会計および会計監査の選任
会長・副会長・会計および会計監査は総務（行事企画部）総会において選出され、承認をうける。

2. 各部部長・副部長の選任

防火防犯部長・副部長・衛星部長・副部長は総会において選出され承認をうける。

（役員職務）

第 10 条 会長は本会を代表し、会務をつかさどる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

3. 会計は本会の会計事務を処理する。

4. 会計監査は会計事務を監査し、その結果を会員に報告する。

（役員任期）

第 11 条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、班長の任期は1年とする。

2. 補欠により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

（会 議）

第 12 条 総会、臨時総会および役員会

1. 総会は毎年1回、会長が招集して開くものとする。

2. 総会は3分の2の参加を以って成立する。（欠席者は委任状を提出）

3. 臨時総会は必要に応じて町会員の要請により会長が招集する。

4. 役員会は会長が必要と認めた場合もしくは役員3分の1以上の要請があった場合会長が招集する。

5. 会議に出席しない構成員はその会議の議決に異議を申し立てることができない。

第五章 会 計

（経 費）

第 13 条 本会の経費は、会費および市の補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

2. 一般会員の会費は月300円とする。

3. 援助会員の会費は月1,000円とする。

4. そのほかについては別にこれを定める。

（会計年度）

第 14 条 本会会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

（その他）

第 15 条 弔慰金は5,000円とする。

2. 役員表彰について細則でこれを定める。

第 16 条 会則の変更は総会の承認を得る。

第 17 条 本会則は昭和50年4月1日より実施する。

付 則 会員は諸会議及び諸行事には出来るだけ参加すること。もし欠席する場合は理由を添えて委任状を提出しなければならない。
但し特別な理由が有り、班員の総意がある場合はこの限りではない。